

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年 3月27日

千葉市監査委員	穴 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 橋 毅
同	亀 井 琢 磨

6千総総第1151号

令和7年3月18日

千葉市監査委員 穴 倉 輝 雄
同 宮 原 清 貴 様
同 石 橋 毅
同 亀 井 琢 磨

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号、令和5年度監査報告第9号及び11号並びに令和6年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（２）指摘等 ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （休廃止施設）（都市局） （ア）事案及び問題点 現在使用されていない都市局の事務所について、現地調査を行い物品の管理状況を確認したところ、所在不明なもの、備品票が貼付されていないもの、組織改正前の組織名で備品票が貼付されているもの等が散見され、備品明細一覧表と現物の照合が困難な状況であった。 また、使用、管理換え又は廃棄等もされず、長期間放置されていた状態であった。 （イ）原因 平成25年度末に当該事務所は廃止されたが、事務所内の整理がなされず、物品会計規則に基づく備品の確認等もすることなく長期間廃止時のまま放置されていたことによるものと考えられる。 （ウ）指摘 物品の管理等については、規則等に基づき適正に行われたい。	物品の管理については、千葉市物品会計規則に基づき、備品明細一覧表の記載内容と現地の突合を行い、数量把握をした上で、他の所管に移管できる物品は管理換えを行い、廃棄対象とした物品は令和6年10月までに廃棄の手続を行った。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）契約事務 エ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（選挙管理委員会事務局） （ア）事案及び問題点 地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。 しかしながら、参議院議員通常選挙投票箱送致用等タクシー借上契約については、検査に必要な書類が契約書、仕様書等に明記されておらず、また、契約どおりの履行がなされたことを証する書類を確認することができなかった。 （イ）指摘 タクシー借上契約のような請負契約の検査については、検査に必要な書類を仕様書に明記するなどして、法令等に基づき適正に行われたい。	投票箱送致用等タクシー借上契約については、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙より、検査に必要な事項（走行経路、借上時間等）が記載された「タクシー使用伝票」の提出が必要である旨を、仕様書に明記した。 また、検査については、請求書とタクシー使用伝票を照合し、契約どおりに履行がなされているかを確認し、法令等に基づき適正に行った。